

千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「新型コロナウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第1条第15項に規定する5類感染症をいう。
- (2)「路線バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線バスの運行を行う者をいう。
- (3)「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4)「モノレール事業者」とは、軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する特許を受け軌道事業を行う者をいう。

(交付目的)

第3条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続き、昨今の原油価格・物価高騰など、厳しい事業環境にありながらも、社会生活維持のために必要な業種として運行の維持・継続に努めている路線バスやタクシー等の公共交通事業者に事業継続のための支援金を交付し、市内公共交通ネットワークの維持・継続を図ることを目的とする。

(支援金の交付)

第4条 前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「支援事業」という。）の対象となる同表の第2欄に掲げる者（以下「交付対象者」という。）に対し、同表の第3欄のとおり予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、規則第3条第1項の規定により、千葉市地域公共交通事業継続支援金申請書兼交

付請求書（（別記第1号様式）以下「申請書」という。）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（事業者に対する効果的な支援に対する配慮事項）

第6条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、原油価格・物価高騰などの影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるため、次のとおり配慮事項を設ける。

（1） 一般社団法人千葉県タクシー協会、または千葉県個人タクシー協会に所属する組合等団体（組合等団体とは、「千葉県個人タクシー協同組合」、「交栄個人タクシー協同組合」、「協同組合千葉個人タクシー事業団」、「一般社団法人日個連千葉個人タクシー協会」の4団体とする。）に加盟するタクシー事業者（以下「加盟タクシー事業者」という。）においては、第5条に規定する申請書の提出を一般社団法人千葉県タクシー協会、または千葉県個人タクシー協会に所属する組合等団体（以下「協会等」という。）に委任することができる。

（2） 前号の委任を受けた協会等は、加盟タクシー事業者を代表して、千葉市地域公共交通事業継続支援金一括交付申請書兼請求書（様式第2号）に所定の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第7条 市長は、第5条の規定により申請がなされた場合は、申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することを決定したときは、規則第4条第1項の規定により千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するとともに支援金を交付する。

3 市長は、協会等から前条第3項の規定により申請がなされた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、協会等に支援金の交付を決定できるものとし、その決定を通知するとともに、支援金を交付できるものとする。

4 市長は、審査の結果、支援金を交付しない決定をしたときは、規則第4条第3項の規定により千葉市地域公共交通事業継続支援金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（決定の取消通知）

第8条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

(返還命令)

第9条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域公共交通事業継続支援金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第10条 市長は、支援金交付の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、改正後の千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱の規定は、令和5年度予算(令和5年度6月補正予算含む)において適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行し、改正後の千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱の規定は、令和5年度予算(令和5年度6月補正予算及び12月補正予算含む)において適用する。

別表

1 支援事業	2 交付対象者	3 交付額
燃料価格高騰 緩和対策事業 (令和5年度上期分)	市内に本社又は営業所を有する路線バス事業者であり、令和5年7月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和5年7月31日時点で、交付対象者が保有する路線バス車両のうち、市内を走行する路線（市内をまたぐ路線含む）の運行に供する車両1台につき100千円を交付する。ただし、令和5年9月30日までに廃車予定の車両は除く。
	市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者であり、令和5年7月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和5年7月31日時点で、交付対象者が保有するタクシー車両1台につき20千円（個人タクシー事業者にあつては10千円）を交付する。ただし、コロナによる休車及び預かり休車、令和5年9月30日までに廃車予定の車両は除く。
	市内に本社を有するモノレール事業者であり、令和5年7月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和5年7月31日時点で、交付対象者が保有するモノレール車両1編成につき1,000千円を交付する。
燃料価格高騰 緩和対策事業 (令和5年度下期分)	市内に本社又は営業所を有する路線バス事業者であり、令和6年1月21日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和6年1月21日時点で、交付対象者が保有する路線バス車両のうち、市内を走行する路線（市内をまたぐ路線含む）の運行に供する車両1台につき100千円を交付する。ただし、令和6年3月31日までに廃車予定の車両は除く。
	市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者であり、令和6年1月21日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和6年1月21日時点で、交付対象者が保有するタクシー車両1台につき10千円（個人タクシー事業者にあつては5千円）を交付する。ただし、コロナによる休車及び預かり休車、令和6年3月31日までに廃車予定の車両は除く。
	市内に本社を有するモノレール事業者であり、令和6年1月21日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和6年1月21日時点で、交付対象者が保有するモノレール車両1編成につき500千円を交付する。